

平成 24 年度 法務省調査研究請負

シンガポール共和国における身分関係法制
調査研究報告書

平成 25 年 3 月 8 日

WIP ジャパン株式会社

目次

内容

第Ⅰ部 調査研究概要.....	1
1 件名	1
2 目的	1
3 調査期間	1
4 業務内容	1
第Ⅱ部 シンガポール共和国における身分関係法制調査研究報告.....	2
第1章 シンガポールの法制度と身分法.....	2
1 シンガポールの法制度概要.....	2
2 シンガポールの身分法概要.....	2
第2章 身分に関わる各種法制度.....	3
1 婚姻法制	3
(1) 所轄官庁.....	3
(2) 関連法令.....	3
(3) 婚姻手続き.....	4
(4) 婚姻の成立要件.....	5
(5) 婚姻の無効・取消要件.....	8
(6) 婚姻に伴い生じる夫婦の権利・義務.....	9
(7) 婚姻の証明に関する規定.....	11
2 離婚法制	12
(1) 所轄機関.....	12
(2) 関連法令.....	12
(3) 離婚手続き.....	12
(4) 離婚申立要件.....	14
(5) 離婚に伴う事項.....	15
(6) 再婚	16
3 実親子関係法制.....	17
(1) 実子	17
(2) 認知	17
4 養子縁組法制.....	18
(1) 所轄官庁.....	18
(2) 関連法令.....	18
(3) 養子縁組手続き.....	18
(4) 成立要件.....	20

5	未成年子に対する法定代理権.....	23
	(1) 成人年齢.....	23
	(2) 未成年子の法定代理権.....	23
6	身分登録法制.....	24
	(1) 所轄官庁.....	24
	(2) 関連法令.....	24
	(3) 身分登録制度の内容.....	24
7	身分登録に伴う証明書の発行様式.....	25
	(1) 出生に関する証明書.....	25
	(2) 婚姻に関する証明書.....	25
	(3) 離婚に関する証明書.....	25
	(4) 認知証明書.....	25
	(5) 「婚姻要件具備証明書」(独身証明書)	25
	(6) その他身分関係について発行されている証明書.....	26
8	国籍法制	26
	(1) 関連法令.....	26
	(2) シンガポール市民の定義.....	26
	(3) シンガポール市民の権利・義務.....	26
	(4) 国籍の取得.....	27
	(5) 国籍の喪失.....	27
9	下記法令の有効性について.....	28
	(1) シンガポール共和国憲法の一部(1963年第1493号、1980年改正)	28
	(2) シンガポール州憲法(Constitution of the State of Singapore)の一部(1963年)	29
	(3) シンガポール市民権令(1957年告示第35号、1960年改正)	29
	(4) シンガポール市民権規則(1965年)	29
	(5) シンガポール婦人憲章の一部(1961年、1969年改正)	30
	(6) シンガポール養子縁組法(1939年布告第18号、1985年改正)	30

第 I 部 調査研究概要

1 件名

シンガポール共和国における身分関係法制調査研究報告書

2 目的

法務省で行う戸籍及び事務処理に必要なため、シンガポールにおいて現に試行されている身分関係法令、身分関係登録制度の運用等の実務的扱いについて総合的に調査研究し、その結果を関係法令の翻訳及びその解釈並びに実務の運用の解説によって明らかにする。

3 調査期間

平成 25 年 3 月 8 日（金）

4 業務内容

シンガポールにおいて現に施行されている身分関係法令の原文を参照の上、内容を詳細に把握してまとめるとともに、シンガポールの身分関係法制に関する最新の資料及び文献を収集し、またシンガポールの政府当局者、学者等から現在の法制度に関する実情を聴取した上で、シンガポールにおける実務の取扱いについて具体的かつ緻密に研究成果をとりまとめる。

第Ⅱ部 シンガポール共和国における 身分関係法制調査研究報告

第1章 シンガポールの法制度と身分法

1 シンガポールの法制度概要

シンガポールの法体系は、基本的に旧宗主国であった英国の法体系であるコモンローを踏襲しているが、制定法による統治も行われている。この点は多民族国家であるなど、シンガポール特有の事情によるものである。また憲法は軟性憲法（厳格な手続きを経ずに憲法改正が可能）といわれており、独立後も改正が繰り返されている。

シンガポールにおいて婚姻や離婚、国際養子縁組に関する独立した国際私法規定（日本の「法の適用に関する通則法」に相当するもの）は存在しない。ただしシンガポールにおける婚姻の関連法令である婦人憲章¹（Women's Charter）の一部で外国における婚姻については規定されている。婦人憲章は、シンガポールの婚姻における非イスラム教徒の婚姻について定めた法令であるが、第108条によるとシンガポール国外の法令による婚姻は、対象国の法令に基づいて定められることが規定されている。

2 シンガポールの身分法概要

シンガポールは華人系、マレー系、インド系などの民族からなる多民族国家として知られているが、基本的に同一の法制度に基づき統治が行われている。ただし、身分法に関しては、イスラム教徒の婚姻、離婚のみが別の準拠法や手続きで管理されている。

身分に関わる主な法令は次のとおりである。

- ・憲法²（Constitution of the republic of Singapore、国籍についての規定）
- ・婦人憲章（非イスラム教徒に適用され、一夫一婦制、婚姻、離婚、非イスラム教徒の婚姻、離婚等についての規定を定める。名称にかかわらず、イスラム教徒でない男女に適用される）
- ・養子縁組法³（Adoption of Children Act）

¹ 婦人憲章

<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p?page=0;query=CompId%3A61deee43-1e42-490f-a5ae-33054850e926;rec=0;whole=yes>[http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p;orderBy=relevance;query=Type%3Auact,areved%20\(Title%3AWomen%20Title%3As%20Title%3Acharter\);rec=0;resUrl=http%3A%2F%2Fstatutes.agc.gov.sg%2F%2Faol%2Fsearch%2Fsummary%2Fresults.w3p%3BorderBy%3Drelevance%3Bquery%3DType%253Auact,areved%2520\(Title%253AWomen%2520Title%253As%2520Title%253Acharter\);whole=yes](http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p;orderBy=relevance;query=Type%3Auact,areved%20(Title%3AWomen%20Title%3As%20Title%3Acharter);rec=0;resUrl=http%3A%2F%2Fstatutes.agc.gov.sg%2F%2Faol%2Fsearch%2Fsummary%2Fresults.w3p%3BorderBy%3Drelevance%3Bquery%3DType%253Auact,areved%2520(Title%253AWomen%2520Title%253As%2520Title%253Acharter);whole=yes)

² シンガポール共和国憲法

<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p?page=0;query=DocId%3A%22cf2412ff-fca5-4a64-a8ef-b95b8987728e%22%20Status%3Ainforce%20Depth%3A0;rec=0;whole=yes>

³ 養子縁組法

<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p;ident=288f5084-4319-4bbb-86cf-991559ab779f;page=0;query=DocId%3A%224d8d87f1-3448-4193-9978-aad645ff3298%22%20Status%3Ainforce%20Depth%3A0;rec=0#pr4-he->

第2章 身分に関わる各種法制度

1 婚姻法制

(1) 所轄官庁

婚姻制度は社会・家族開発省（MSF⁴：以下、「社会・家族開発省」という）および文化・社会・青年省⁵（MCCY⁶：以下、「文化・社会・青年省」という）が所轄している。

(2) 関連法令

シンガポールにおける婚姻では、婚姻当事者がイスラム教徒でない場合とイスラム教徒である場合によって適用される法令が異なる。イスラム教徒とイスラム教徒でない者の婚姻も法令に基づいていれば可能で、その際の婚姻手続きは非イスラム教徒の婚姻を所轄するシンガポール結婚登録所で行うことができる⁷。

ア 非イスラム教徒

シンガポールにおける非イスラム教徒の婚姻制度は婦人憲章において定められている。同憲章のうち、該当条文は（Women's Charter）第Ⅱ節（Part II、第4条～第7条）、第Ⅲ節（Part III、第8条～第24条）、第Ⅳ節（Part IV）（第25条～第33条）である（条項の詳細については2（1）ウ～キ各項の（ア）を参照）。

イ イスラム教徒

シンガポールにおけるイスラム教徒の婚姻制度はムスリム法施行法⁸（Administration of Muslim Law Act）第89条～109条、第Ⅳ節 婚姻と離婚（PART VI MARRIAGE AND DIVORCE）において規定されている。（条項の詳細については2

⁴ 社会・家族開発省 Ministry of Social and Family Development

⁵ シンガポール社会・家族開発省：<http://app.msf.gov.sg/>

婚姻制度の所轄省庁はシンガポール社会開発・青年・スポーツ省（Ministry of Community Development, Youth and Sports、MCYS）であったが、政府組織再編により2012年11月1日付けでシンガポール社会・家族開発省となった。この変更により、非イスラム教徒の婚姻はシンガポール社会・家族開発省が、イスラム教徒の婚姻は新たな組織である文化・社会・青年省が所轄することになった。

変更に伴う政府発表（首相府サイト）：

http://www.pmo.gov.sg/content/pmosite/mediacentre/pressreleases/2012/July/statement_from_theprimeministeron_newministries.html

シンガポール社会開発・青年・スポーツ省（MCYS）による変更アナウンス：

<http://app.msf.gov.sg/MSFNews/MCYStoMSFWhatwillchange.aspx>

文化・社会・青年省：<http://app.mccy.gov.sg/>

⁶ 文化・社会・青年省 Ministry of Culture, Community and Youth

⁷ シンガポール結婚登録所ウェブサイトにおいて 婚姻の準備に関する情報 9. イスラム教徒とイスラム教徒でない者の婚姻については、「9. Can 1 Muslim and 1 non-Muslim marry at the ROM? Yes, under Civil Marriage Law.」と規定されており、Civil Marriage Law に基づいていれば問題ない旨が記載されているが、そのような名称の法令はないためシンガポールにおける一般的な婚姻関係の法令としての婦人憲章を指すものと思われる。

⁸ ムスリム法施行法

<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p?page=0;query=DocId%3A3e90fc65-b364-434b-b2dc-ced1d9608640%20%20Status%3Ainforce%20Depth%3A0;rec=0>

(1) ウ～キ各項の(イ)を参照)。(なおムスリム法施行法を補足する法令として「ムスリムの婚姻及び離婚に関する規則」⁹(MUSLIM MARRIAGE AND DIVORCE RULES)が定められているが、当該規則は同法の条項に関し申請書式などさらに細則を定めたものであるため、本報告書では基本的にムスリム法施行法の内容についての記載を行う。)

(3) 婚姻手続き

ア 非イスラム教徒

非イスラム教徒の婚姻手続きの概略は以下のとおりである。

①婚姻当事者はシンガポール結婚登録所¹⁰(Registry of Marriages、ROM)の婚姻登録官(Registrar)に対し結婚通知書(notice of marriage)の提出を行う。

(婦人憲章第14条「婚姻の通知」)

②シンガポール結婚登録所において提出書類の内容確認・法定の宣言を行い、婚姻登録官が当事者に対し婚姻許可書(marriage licence)を発行する。

(婦人憲章第17条「法定の宣言により婚姻可能と立証された場合の登録官による婚姻許可書の発行」)

③結婚通知書の提出から21日経過後かつ3か月を越えない日に婚姻挙式を行い、挙式後登録官が婚姻の登録を行う。

(婦人憲章第17条「法定の宣言により婚姻可能と立証された場合の登録官による婚姻許可書の発行」、同第18条「婚姻通知書提出後3か月以内の婚姻実施」、同第25条「婚姻の登録」)

④シンガポール政府による婚姻証明書(marriage certificate)が婚姻当事者に対して発行される。

(婦人憲章第28条「登録官により婚姻挙式が執り行われた婚姻の登録」、第29条「登録官が婚姻挙式を執り行わない場合の婚姻登録」)

イ イスラム教徒

イスラム教徒の婚姻手続きの概略は以下のとおりである。

①イスラム婚姻注冊局¹¹(Registry of Muslim Marriages、ROMM)で婚姻登録の上、婚姻当事者及び婚姻する女性のWali(父親または男性親族)による登録の確認を行う。

②婚姻挙式はイスラム法及びムスリム法施行法の要件すべてを満たした上で、婚姻登録から7日間経過後、150日以内に執り行う。

⁹ ムスリムの婚姻と離婚に関する規則：

<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p?page=0;query=CompId%3A3b0d2473-a95f-4655-8521-f90e3d76a1d5%20ValidTime%3A20120615000000%20TransactionTime%3A20120615000000;rec=0;whole=yes>

¹⁰ シンガポール結婚登録所 <http://app.rom.gov.sg/index.asp>

¹¹ イスラム婚姻注冊局 <http://app.romm.gov.sg/index.asp>

(ムスリム法施行法第 96 条 (1) 項、イスラム婚姻注冊サイト「婚姻の準備」¹²⁾

③婚姻挙式には婚姻登録時に申請した 21 歳以上の立会人 2 名が立ち会う。

(イスラム婚姻注冊サイト「婚姻挙式当日」¹³⁾

ウ シンガポール人と日本人の婚姻

シンガポールでは婚姻当事者の国籍に関する規定は存在しないことから日本人との婚姻も他の外国人との婚姻同様に扱われる¹⁴⁾。

(ア) 一方の当事者が非イスラム教徒のシンガポール人である場合

a シンガポールでの婚姻

2. (3) アに記載の手続きと同様に、シンガポール結婚登録所で結婚登録を行い、婚姻挙式を経て政府発行の結婚証明書を受領する。(婚姻とは別に、日本人がシンガポールに長期滞在する場合やシンガポールで就業する場合は移民検問庁 (Immigration and Checkpoints Authority, ICA) や人材省 (Ministry of Manpower, MOM) への申請が必要¹⁵⁾

さらに、シンガポールで結婚証明書発行後 3 か月以内に日本側 (日本の自治体窓口または在シンガポール日本国大使館領事部) への届出が必要¹⁶⁾。

b シンガポール以外での婚姻

シンガポール以外で婚姻した場合、当該婚姻が婚姻地で合法とされれば、シンガポールで再度結婚登録所に登録を行う必要はない¹⁷⁾。

(イ) 一方の当事者がイスラム教徒のシンガポール人である場合

シンガポールにおける婚姻に関する法令¹⁸⁾において、婚姻地に関わる規定が確認できない。

(4) 婚姻の成立要件

ア 非イスラム教徒

(ア) 年齢に関する規定

シンガポールでは 18 歳未満の者の婚姻は無効である。ただし所管大臣によって

¹² イスラム婚姻注冊局サイト 婚姻準備「婚姻登録スケジュール」ページ
http://app.romm.gov.sg/about_marriage/romm_time.asp

¹³ イスラム婚姻注冊局サイト 「婚姻挙式当日」ページ
http://app.romm.gov.sg/about_marriage/romm_solemnisation_muslim.asp

¹⁴ シンガポールにおける婚姻に関する法令 (婦人憲章またはイスラム法施行法) において、国籍に関わる規定が確認できないため。

¹⁵ シンガポール結婚登録所 シンガポール市民と外国人の婚姻に関する Q&A (Preparing for Registration > Other Information > Citizen-Foreigner Marriage) : http://app.rom.gov.sg/reg_info/rom_marriage_citizen.asp

¹⁶ 在シンガポール日本国大使館サイト > 領事情報 > よくある質問 > 4. 結婚
http://www.sg.emb-japan.go.jp/ryoji_FAQ3_j.htm

¹⁷ シンガポール結婚登録所 Q&A 外国での婚姻したシンガポール市民および永住権者について :
http://app.customerfeedback.msf.gov.sg/rom_faqmain.asp?strFaqSysid=200410411514&strItemChoice=2004101144855&strSubItemChoice=2004121394837&action=SHOWTOPICS&m_strTopicSysID=2004121394951#200410411514

¹⁸ 婦人憲章またはイスラム法施行法を指す。

特別許可が与えられた場合は婚姻を行うことができる。

(婦人憲章第9条「当事者のいずれかが婚姻適齢を下回る婚姻の無効」、同第21条「特別婚姻許可書」、同第13条「同意」。手続きについてはシンガポール結婚登録所のサイトに詳細が掲載されている。¹⁹⁾

18歳未満の婚姻の手続きの概要は以下のとおりである。

①両親等による書面承認

18歳未満の婚姻当事者の両親や後見人等が、書面にて婚姻を承認(承認対象者は婦人憲章別表2「未成年者の婚姻に際し承認が必要な者」を参照)。なお、18歳以上21歳未満の者の婚姻についても同様の書面承認が必要だが、②以下の手続きは不要。

②特別婚姻許可書の申請

婚姻当事者は、次の手続きを経て特別婚姻許可書の申請を行う。申請から許可まで約3か月を要する。

- ・婚姻通知書の提出を行う。
- ・両親や後見人等とともに社会・家族開発省が指定した社会福祉担当官の面談を受ける。
- ・婚姻準備プログラムを受講する。
- ・結婚登録所で法定の宣言を行う。

特別婚姻許可書が発行された場合は、発行から1か月以内に婚姻挙式を行う。

(イ) 婚姻の意思に関する規定

婚姻に当たっては、当事者の意思確認の必要がある。

(婦人憲章第22条(3)項「婚姻の有効要件」)

(ウ) 国籍に関する規定

国籍を理由に婚姻が禁止されることはない²⁰⁾。

(エ) 近親婚に関する規定

近親者との婚姻は基本的に認められていない。

(婦人憲章第10条「婚姻が禁止される親等」、同別表1「婚姻禁止対象の親等」)

(カ) 重婚に関する規定

イスラム教徒でない者についての重婚は禁止されている。

(婦人憲章第4条「婚姻の契約行為能力の欠缺」、同第11条「従前の婚姻が存在する者の婚姻の無効」)

(キ) 手続きに関する規定(婚姻挙式の実施)

婚姻手続きに関する規定については、2.(1)ウ(ア)および2.(1)エ(ア)aを参照のこと。また、当該規定のほか、手続きに関しては以下も定められている。

¹⁹⁾ シンガポール結婚登録所「未成年の婚姻」：http://app.rom.gov.sg/reg_info/rom_minors.asp

²⁰⁾ シンガポール結婚登録所「婚姻の準備に関する情報1」：http://app.rom.gov.sg/reg_info/rom_other.asp

「1. Is education, occupation, salary, citizenship, etc part of the rules for marriage? No.」

・婚姻通知書提出後3か月以内に婚姻を行わないと当該通知書が無効となる。同じ当事者間で婚姻を望む場合は再度婚姻通知書の提出が必要。

(婦人憲章婦人憲章第18条「婚姻通知書提出後3か月以内の婚姻実施」)

・婚姻当事者に婚姻の意思があり、婚姻証明書の発行または特別婚姻証明書の授与がある婚姻で、承認2名以上同席の上で登録官または婚姻挙式執行許可を受けた者による婚姻挙式が行われた場合のみ、婚姻は有効。

(第22条「婚姻の有効要件」)

イ イスラム教徒

(ア) 年齢に関する規定

18歳未満の婚姻は認められていないが、18歳未満で思春期を迎えた女性の場合、特例として認められる場合がある。

(ムスリム法施行法第96条「婚姻挙式の制限」第(4)項、(5)項)

(イ) 婚姻の意思に関する規定

ムスリム法施行法の婚姻に関わる条文の中には、規定が確認できない²¹。

(ウ) 国籍に関する規定

イスラム婚姻注冊局では、観光・商用のビザでシンガポールに滞在中の外国人も婚姻が可能としている²²。

(エ) 近親婚に関する規定

ムスリム法施行法の婚姻に関わる条文の中には、規定が確認できない²³。

(オ) 重婚に関する規定

シンガポールのイスラム教徒は、一夫多妻婚(最大4名までの妻帯)が認められているが、2番目以降の妻との婚姻はKadiが婚姻挙式を行う場合、またはKadiが同意し、婚姻する女性のWadiが婚姻挙式を執り行う場合に限られる。

(ムスリム法施行法第96条「婚姻挙式の制限」第(2)項)

一夫多妻婚の手続きはイスラム婚姻注冊局のサイトに記載されている²⁴。

(イスラム婚姻注冊局「一夫多妻制について」)

(カ) 手続きに関する規定(婚姻挙式の規定)

²¹ Yong Pung How Professor of Law Dean, School of Law, Singapore Management University, YEO Tiong Min 氏によると、婚姻要件、国籍、近親婚に関する事項は、「イスラム法施行法」においては網羅されていないとのこと。別途イスラム法関係の専門機関(Muslim Law Practice Committee等)への問合せが必要。

²² イスラム婚姻注冊局 FAQ 外国人同士の婚姻「Marriage between Foreigners 1. Can foreigners on Social Visit Pass get married in Singapore? Yes.」
http://app.customerfeedback.mcys.gov.sg/romm_faqlmain.asp?strItemChoice=2004119134037&action=SHOWTOPICS&strSubItemChoice=20041214145255&m_strTopicSysID=20041214145421

²³ 婚姻要件、国籍、近親婚に関する事項は、イスラム法施行法においては網羅されていない。専門機関への問合せが必要。

²⁴ イスラム婚姻注冊局「一夫多妻制について」一夫多妻婚の要件(法の定める要件ではないが、金銭・健康・精神面のバランスの取れた生活を与えることができる等)や手続き(当事者がKadiに対して申請を行い、Kadiは申請者、最初の妻、一夫多妻婚の配偶者候補と個別面談を行った上で婚姻許可の是非を決定する)が記載されている。: http://app.romm.gov.sg/about_marriage/romm_polygyny.asp

- ・ムスリム法施行法第 95 条「婚姻挙式」
- ・ムスリム法施行法第 96 条「婚姻挙式の制限」
- ムスリム法施行法第 103 条「Kadi による登録簿への署名及び調査」

ウ シンガポール人と日本人の婚姻の成立要件

(ア) イスラム教徒ではないシンガポール人が当事者の場合

シンガポール人と日本人の婚姻に関する成立要件は以下のとおりである。

- ・当事者のいずれかが、結婚通知書の提出日からさかのぼって 15 日以上シンガポールに滞在していること。

(婦人憲章第 17 条 (2) (a) 項)

- ・英語を理解しない者が当事者である場合は、その当事者の出身国の在シンガポール大使館に連絡し通訳の手配を行う²⁵。

(イ) イスラム教徒のシンガポール人が当事者の場合

ムスリム法施行法の婚姻に関わる条文の中には、特に規定が確認できない²⁶。

(5) 婚姻の無効・取消要件

ア 非イスラム教徒

非イスラム教徒の婚姻における無効要件には、以下が挙げられる。

(婦人憲章第 105 条「婚姻を無効とする根拠」)

- ・イスラム教徒同士が婦人憲章に基づいて婚姻しようとする場合
(第 3 条 (4) 項)

- ・重婚

(第 4 条「婚姻の契約行為能力の欠缺」、第 5 条「婚姻の無効」、第 11 条「従前の婚姻が存在する者の婚姻の無効」)

- ・当事者が未成年である場合

(同第 9 条「当事者のいずれかが婚姻適齢を下回る婚姻の無効」)

- ・近親婚

(同第 10 条「婚姻が禁止される親等」)

- ・同性婚

(同第 12 条「同性間の婚姻の無効」)

- ・婚姻証明書の発行や特別婚姻許可書の授与を伴わない婚姻、婚姻挙式を執り行うことのできる者以外が婚姻挙式を行った場合、婚姻挙式に立ち会う証人が 2 名未満の場合、婚姻が当事者の意思によるものではない場合

²⁵ シンガポール結婚登録所 婚姻の規定に関する情報 4. 及び 5.

http://app.rom.gov.sg/reg_info/rom_marriage_rules.asp

²⁶ イスラム教徒と外国人の婚姻について定めた規定は、イスラム法施行法には確認できないが、イスラム教徒のシンガポール人女性と日本人男性の婚姻例は確認できる。<http://www.asiax.biz/life/mosaic/214m.html>

(婦人憲章第 22 条「婚姻の有効要件」)

また、非イスラム教徒の婚姻の取り消し要件には次のようなものが挙げられる。

(同第 106 条「婚姻を無効とすることができる根拠」)

- ・当事者のいずれかが婚姻を有効に承認しなかった場合や、当事者が婚姻時点で精神疾患や性病等に罹患していた場合、婚姻相手でない者の子供を妊娠している場合等

イ イスラム教徒

シンガポールにおけるイスラム教徒の婚姻を規定するムスリム法施行法では、以下を婚姻の無効要件としている。

イスラム法の教えやムスリム法施行法に定める婚姻の要件を満たさない場合や、一夫多妻制において 2 番目以降の妻の後見人が承認を行っていない場合、また当事者の一方が 18 歳未満である場合 (18 歳未満で思春期を迎えた女性の場合、特例として認められる場合がある)

(ムスリム法施行法第 96 条「婚姻挙式の制限」)

なお非イスラム教徒においては婚姻無効要件となる重婚であるが、一夫多妻制が認められているイスラム教徒の場合は無効要件とはならない。

(6) 婚姻に伴い生じる夫婦の権利・義務

ア 非イスラム教徒

(ア) 夫婦の一般的な義務・権利に関する規定

婚姻挙式を行った夫婦はともに家庭の維持運営 (財産の保護、子供の養育) の義務を負う。また婚姻後も夫婦同権であり、夫婦個別の職業や社会活動に従事したりでき、夫婦別姓も認められている。

(婦人憲章第 46 条「権利及び義務」)

また婚姻のみを理由とする夫婦同居は求められない。

(同第 47 条「扶養家族としての妻の住所の規定の廃止」)

(イ) 財産関係に関する規定

婚姻女性が婚姻前に抱えていた債務については、婚姻後も本人が返済義務を負う。

(婦人憲章第 57 条「妻の婚姻前の債務」)

また、夫婦間で財産の所有権に関する疑義が生じた場合や、不法行為があった場合、司法手続きを行うことができる。

(同第 58 条「不法行為があった場合の夫婦間の訴訟」、同第 59 条「夫婦間に生じた財産に関する問題は略式手続きで判定を行う」)

婦人憲章では、妻の財産に関する権利が詳細に規定されている。

妻は、基本的に未婚女性同様の権利 (個人財産の取得・所有・売却、契約締結、

民事上の救済措置を受ける、裁判の原告や被告となること等)が認められている。

(婦人憲章第 51 条「婚姻中の女性の行為能力」、同第 52 条「婚姻中の女性が所有する財産は、未婚女性が所有する財産と同様に扱われる」、同第 56 条「婚姻中の女性の財産の保護及び保証に対する救済」、同第 60 条「婚姻中の女性が遺言執行人または信託の受託者となる場合」)

ただし妻が夫の事業に貸付を行い夫が破産した場合、その貸付額は妻の財産とはみなされず、妻も債権者として扱われる。

(婦人憲章第 53 条「妻から夫への貸付」)

また夫が拠出した生活費やその生活費を財源として得た財産については等分の権利を持つ。

(婦人憲章第 54 条「家計費として拠出された金銭及び家計費により取得した財産」)

(ウ) 扶養義務に関する規定

親は、嫡出・非嫡出、養子の別を問わず、子供の養育義務を負う。

(婦人憲章第 68 条「親による子供の養育義務」、同第 70 条「実子以外の子供を家族の一員として受入れた場合の養育義務」)

また独自で生活することが不可能な子供に対して十分な養育がなされていないと判明した場合、裁判所が保護者に対し養育費の支払いを命じることができる。

(同第 69 条「裁判所による妻と子供への養育費支払い命令」第 (2) 項、(3) 項)

イ イスラム教徒

(ア) 夫婦の一般的な義務・権利に関する規定

ムスリム法施行法の婚姻に関わる条文の中には、妻の財産に関する権利を除き、夫婦の義務・権利に関する規定が確認できない。

(イ) 財産関係に関する規定

婚姻女性が婚姻前に抱えていた債務については、婚姻後も本人の所有財産の範囲内での返済義務を負う。

(ムスリム法施行法第 123 条「婚姻前の債務」)

また妻の身の回りの品を除く家財類(乗用車等、世帯の財産)については、夫と債権者の間で疑義が生じた場合、夫の所有物とみなされる。

(同法第 125 条「家財」)

イスラム教徒の女性が婚姻中に得た収入(賃金、投資、相続等によるもの)はその女性の所有物であり、夫の同意なしで処分を行うことができる。

(ムスリム法施行法第 120 条「婚姻中の女性イスラム教徒の財産」)

また自分の財産に関する行為は未婚である場合と同様に行うことができ、婚姻

に伴って婚姻当事者の一方が他方の財産の一部を所有することもない。

(同第 124 条「婚姻が (夫または妻の) 財産に及ぼす効力」)

(ウ) 扶養義務に関する規定

夫婦の義務としての扶養義務はムスリム法施行法には記載がないが、シャリア裁判所の命令に基づく扶養費支払い義務規定は存在する。

(ムスリム法施行法第 51 条「妻への扶養費支払い」第 (1) 項)

(7) 婚姻の証明に関する規定

ア 非イスラム教徒

婦人憲章の規定に基づいて行われた婚姻は登録簿に登録され、婚姻当事者に対して婚姻証明書の写しが授与される。

(婦人憲章第 25 条「婚姻の登録」、同 27 条「婚姻登録簿の管理」、同 28 条「登録官により婚姻挙式が執り行われた婚姻の登録」、同第 29 条「登録官が婚姻挙式を執り行わない場合の婚姻登録」、同第 31 条「婚姻証明の写しの授与」)

イ イスラム教徒

シンガポール大統領が指名した婚姻登録官や登録次官が婚姻の登録を行う。登録次官が登録を行った場合、登録官にその旨を報告する。

(ムスリム法施行法第 90 条「イスラム教徒の婚姻における登録官の指名」、同第 91 条「Kadi 及び Naib Kadi の指名」第 (1) 項、第 (2) 項、同第 92 条「イスラム教徒の婚姻における登録次官」、第 93 条「登録」、第 99 条「登録官への証明書の控えの送付」、同第 100 条「婚姻、離婚または離婚取消しの登録」)

2 離婚法制

(1) 所轄機関

シンガポールにおける離婚制度は裁判所が所轄しているが、離婚当事者が非イスラム教徒である場合とイスラム教徒である場合では管轄裁判所が異なる。

ア 非イスラム教徒

非イスラム教徒が当事者となる離婚はシンガポール家庭裁判所²⁷ (Family Court) が所轄している。

イ イスラム教徒

イスラム教徒が当事者となる離婚はシャリア裁判所²⁸ (Syariah Court) が所轄している。

(2) 関連法令

ア 非イスラム教徒

非イスラム教徒の離婚制度については女性憲章 Part X (第 92 条～第 100 条) において規定されている。

イ イスラム教徒

イスラム教徒の離婚制度についてはムスリム法施行法 Part III (第 34 条～第 56B 条「シャリア裁判所」、Part VI (第 89 条～第 109 条「結婚及び離婚」) に含まれる条項で規定が行われている。(なお関連法令としては「ムスリムの婚姻及び離婚に関する規則」⁹ (MUSLIM MARRIAGE AND DIVORCE RULES) があり、シャリア裁判所に関する条項も含まれるが、当該条項は司法手続きについての細則であるため、本報告書では基本的にムスリム法施行法の内容についての記載を行う。)

ウ シンガポール人と日本人の離婚 (或いは「シンガポール人と外国籍者との離婚」)

イスラム法施行法の離婚に関わる条文の中には、規定が確認できない。

(3) 離婚手続き

ア 非イスラム教徒

離婚の手続きは、シンガポール家庭裁判所 (Family Court) で手続きを行う (裁判所が離婚の是非を判断する)。諸手続きは弁護人に依頼するケースが多いが、当事者本人が行うことも可能である。

手続きの概略は以下のとおりである。

- ・当事者は婚姻が修復不可能である旨の申立てを家庭裁判所に行く。
- ・裁判所は申立てを認めるか否かの審理を行う。
- ・申立てが認められた場合、仮判決が下される。

²⁷ シンガポール家庭裁判所 <http://app.subcourts.gov.sg/family/page.aspx?pageid=12433>

²⁸ シャリア裁判所 http://app.syariahcourt.gov.sg/syariah/front-end/SYCHome_E.aspx

- ・仮判決後に子供の親権や財産分与等の付随事項（ancillary matters）について当事者間で協議が行われる。
- ・付随事項の協議が成立し裁判所が最終判決を下し、離婚手続きは完了する。
（婦人憲章第 93 条「婚姻に関する訴訟手続きの裁判管轄」、同第 95 条「離婚の理由として認められるのは修復不可能な婚姻の崩壊のみ」、同 99 条「仮判決及び仮判決後の訴訟手続き」、同第 100 条「死亡推定及び離婚に関する仮判決に係る手続き」）

ただし、裁判所は上記手続きの過程で必要に応じて和解解決や仲裁、カウンセリングの実施を行う。

（婦人憲章第 49 条「判事の義務：和解による解決の可能性検討」、同第 50 条「裁判所は当事者に調停またはカウンセリング出席を勧めることができる」）

なお法令ではないが、離婚手続きに関してはシンガポール下級裁判所サイト「離婚について」²⁹、「離婚ファクトシート」³⁰に詳細が記載されている³¹。

イ イスラム教徒

イスラム教徒の離婚手続きは以下のとおりである。

- ・シャリア裁判所への離婚登録を行う。
- ・シャリア裁判所がカウンセリングを実施する。
- ・裁判所への申し立て（裁判所による被告への召喚状発行）が行われる。
- ・調停が実施される。
- ・調停未成立の場合、プリトリアル・カンファレンス（正式事実審理前協議）を行い、プリトリアル・カンファレンスで解決できない場合、裁判を行う。
- ・仲裁人（Hakam）が当事者との協議を行った上で裁判所へ協議内容を報告する。
- ・判決が下されるが、その内容に不服の場合は不服申し立てを行う。

（ムスリム法施行法第 35 条「裁判管轄」、同第 47 条「妻からの申し出による離婚」、同第 48 条「チュライ・タクリック（婚姻契約違反、Cerai taklik）」、第 49 条「ファサフ（Fasakh）」、同第 50 条「仲裁人（hakam）の指名」、同第 102 条「婚姻、離婚または離婚の取り消しの登録義務」（5）項）

ウ シンガポール人と日本人の離婚（或いは「シンガポール人と外国籍者との離婚」）

（ア）一方の当事者が非イスラム教徒のシンガポール人である場合

当事者双方がシンガポール在住の場合は、非イスラム教徒の離婚申立て要件に従いシンガポール家庭裁判所で手続きを行うことができる。

（婦人憲章第 93 条「婚姻に関する訴訟手続きの裁判管轄」）

²⁹ シンガポール家庭裁判所「良くある質問 離婚について」

<http://app.subcourts.gov.sg/family/faq.aspx?pageid=3688>

³⁰ 同「離婚ファクトシート」

http://app.subcourts.gov.sg/Data/Files/File/Family/LitigantsInPerson/LIP_AbtDivorce.pdf

³¹ ラジャ・タン法律事務所 シンガポール離婚 <http://jp.rajahtann.com/Article.aspx?c=4&id=22> も参照

シンガポールで離婚手続きが完了した後、日本の自治体へシンガポールで下された仮判決及び最終判決の内容を提示し離婚した旨の報告を行う³²。

(イ) 一方の当事者がイスラム教徒のシンガポール人である場合

ムスリム法施行法の離婚に関わる条文の中には、イスラム教徒のシンガポール人と日本人（外国人）の離婚に関する規定が確認できない。

(4) 離婚申立要件

ア 非イスラム教徒

非イスラム教徒の離婚申立要件は以下のとおりである。

- ・離婚申立ての時点でシンガポールに居住している。
- ・離婚申立て時点までの3年間継続的にシンガポールに居住していた。
- ・婚姻後3年を経過している。

(婦人憲章第93条「婚姻に関する訴訟手続きの裁判管轄」、第94条「婚姻の当初3年間の離婚命令書提出の制限」)

また、離婚申立てが認められる理由として、修復不可能な婚姻の崩壊が挙げられるが、その内容は以下のとおりである。

- ・一方の当事者の不貞行為により、他方が生活をともにすることが困難と感じた。
- ・一方の当事者の行為によって、生活をともにすることを他方が合理的に期待できない。
- ・申立て時点で、一方の当事者が他方を2年以上遺棄している。
- ・申立て時点までに別居期間が3年間以上あり、離婚に合意している。
- ・申立て時点まで4年間以上別居している。

(婦人憲章第95条「離婚の理由として認められるのは修復不可能な婚姻の崩壊のみ」)

イ イスラム教徒

イスラム教徒の離婚申立て要件は、基本的にイスラム教の教義に記される。それを法令で明文化したものは以下のとおりである。その主な内容は、妻側からの離婚申立て要件である。

(ア) ファサフ離婚による妻からの離婚申立て要件：夫側に問題がある（妻の遺棄、扶養費の支払いを3か月にわたり怠る、3か月以上の服役、夫の精神疾患・慢性疾患により婚姻継続に影響を与える、夫による妻の虐待等）

(ムスリム法施行法第49条 ファサフ (Fasakh))

(イ) チュライ・タクリク離婚による妻からの申立て要件：婚姻時あるいは婚姻後の

³² 在シンガポール日本国大使館在シンガポール日本国大使館サイト>領事情報>よくある質問>5. 離婚
http://www.sg.emb-japan.go.jp/ryoji_FAQ4_j.htm

婚姻契約内容に違反がある

(同第 48 条 チュライ・タクリック (Cerai Taklik、婚姻契約違反))

(ウ) クル離婚による申立て要件：裁判所が判断した額の金品の支払いが妻から夫に対して行われる (夫が離婚の言葉を述べる) (妻が夫に対し金品を支払うことで夫が離婚に合意する)

(同第 47 条「妻からの申し出による離婚」(4) 項)

なお法令には記載がないが、イスラム法の定めでは夫が妻に対して離婚する旨 (Talak) を言い渡した場合、一定期間の後に、離婚が成立する。期間中は復縁が可能であるが、3 回までとされている。

(5) 離婚に伴う事項

ア 非イスラム教徒

(ア) 子の養育権

子供の養育権については、子供の福祉に資するかどうかを基準に裁判所が個別判断を行う。

(婦人憲章第 68 条「親による子供の養育義務」、同第 123 条「子供の福祉を目的とする措置」、同第 124 条「子供の監護」、第 125 条「子供の福祉を第一義とする措置」)

(イ) 財産分割

婚姻に関わる財産 (一方の当事者または当事者両方が婚姻前に獲得した財産、居住・移動・教育・レクリエーション等のために獲得した資産、婚姻期間中に獲得した資産等) の分割、または当該資産の売却収益の分割については裁判所が命令を下す権限を持つ。

(婦人憲章第 112 条「裁判所の権限：婚姻に関わる資産の分割命令」第 (1) 項、第 10 項)

イ イスラム教徒

(ア) 子の養育権

非イスラム教徒の場合と同様、子供の養育権についての定めは子供の福祉に資するかどうかを基準に裁判所が判断を行う。

(ムスリム法施行法第 52 条「婚姻に関する訴訟手続きに伴う規定」第 (3) 項、シャリア裁判所サイト「離婚について」内「付属事項 子の養育権及び面会交流権」³³⁾

(イ) 慰謝料

妻は離婚に際し、慰謝料の支払い申立てを行うことができ、シャリア裁判所は

³³⁾ シャリア裁判所「離婚について」内「付属事項 子の監護及び面会交流」 ムスリム法施行法には子の監護権についての定めがないため、裁判所が個別に判断する。:

http://app.syariahcourt.gov.sg/syariah/front-end/AncillaryMatters_CustodyCareControl_E.aspx

公正かつイスラム法の定めに基づいた額の慰謝料支払いを命じることができる。

(ムスリム法施行法第 52 条「婚姻に関する訴訟手続きに伴う規定」第 (2) 項、同 (3) 項 (b) 号)

なお法令ではないが、シャリア裁判所のサイトには慰謝料 (Mut'ah (または mutaah)) について³⁴の詳細が記載されている。慰謝料は夫側の地位や経済力に応じて衣類や金銭等の形で支払われ、その内容は当事者の合意により決定される。当事者同士で合意できない場合、シャリア裁判所が個別に金額を決定する。

(ウ) 財産分割

当事者からの申請があった場合、シャリア裁判所は個別の事情を鑑み、妥当と判断した内容で財産の処分、財産またはその売却収益の分割に関する命令を行うことができる。

(ムスリム法施行法第 52 条「婚姻に関する訴訟手続きに伴う規定」第 (3) 項、第 (7) 項、第 (8) 項)

ウ 離婚に関する下級裁判所の決定とシャリア裁判所の決定との関係

扶養費の支払いや未成年の子の養育等に関するシャリア裁判所の命令は、地区裁判所の判断とみなされる。

(ムスリム法施行法第 53 条 命令の強制力 第 (1) 項、第 (2) 項、第 (3) 項)

(6) 再婚

ア 非イスラム教徒

離婚が成立していれば再婚は可能であり (婚姻手続きの一環である婚姻許可書の発行要件の一つに、離婚していることが挙げられている)、再婚禁止期間の規定はない³⁵。ただし再婚の当事者に扶養費支払い命令に基づく扶養費の未払い金がない旨の法定を行った上でないと婚姻許可書または特別婚姻許可書が発行されない。

(婦人憲章第 17 条「法定の宣言により婚姻可能と立証された場合の登録官による婚姻許可書の発行」第 (2) 項、(2A) 項、同第 21 条「特別婚姻許可書」第 (1) 項 (b) 号)

イ イスラム教徒

イスラム教徒の場合、女性には再婚禁止期間 (イスラム法に基づき算定) が存在する。また離婚・死別女性の再婚に際しては離婚の事実を証明する書類 (元夫の死亡証明書、離婚時に効力のあった法令に基づき発行された離婚の証明書、離婚登録

³⁴ シャリア裁判所「離婚に伴う事項」:

http://app.syariahcourt.gov.sg/syariah/front-end/AncillaryMatters_Mutaah_E.aspx

³⁵ シンガポール家庭裁判所「良くある質問 離婚について」(脚注 29 を参照) では再婚可能時期について「(離婚手続きにおける) 最終判決 (仮判決を最終とする証明書) を得た後」としており、離婚手続きが完了していれば再婚は可能。

の認証謄本、当事者女性の申請に基づきシャリア裁判所が授与する janda 証明書) の提示が必要である。また、イスラム法の定めにより夫から3回離婚する旨を言い渡された女性は、その夫と再婚することはできない。ただし、一度他の男性と婚姻し法律に従って離婚した場合は、最初の夫との再婚が可能である。

(ムスリム法施行法第97条「夫と離別・死別した女性(janda)の婚姻」)

3 実親子関係法制

(1) 実子

シンガポールの実子に関する規定は法的証拠法³⁶ (Evidence Act) に記載されている。有効な婚姻をしている女性が出産した場合、または有効な婚姻の解消後当該女性が未婚で280日以内に出産した場合、その子供を妊娠した時点で婚姻当事者間に接触がなかったと証明されない限り、婚姻当事者の男性の嫡出とみなされる。

(法的証拠法第114条「婚姻中の出産を嫡出の確証とする」)

(2) 認知

シンガポールには認知制度が存在する。関連法令は認知に関する法³⁷ (Legitimacy Act) である。認知に際しては嫡出であるか非嫡出であるかの宣言を行い、管轄裁判所は高等法廷である。その際の手続はすべて供述宣誓書を援用して行われる。ただし非嫡出子の両親が、子供の出生後に婚姻した場合は、その子供は嫡出子となる。

(認知に関する法第4条「嫡出または非嫡出の宣言」第(1)項、同第3条「非嫡出子の両親が後日婚姻した場合は嫡出子とする」)

認知が法的に認められると、既に出生登録が行われていた場合でも再登録が行われる。

(同 附則「認知された者の出生登録」)

また認知されると、扶養費の支払いや扶養に関して嫡出子と同様の権利及び義務が生じる。

(同第8条「嫡出子本人の権利及び義務」)

なお子供の出生届を提出する際、非嫡出子であって父親が届出者でない場合、母親の姓が登録される(それ以外の場合は父親の姓が登録される)。

(出生、死亡登録法³⁸ (Registration of Births and Deaths Act) 第10条(1)項「子供の姓」)

³⁶ 法的証拠法

<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p?page=0;query=DocId%3A91ece5fd-ffce-4839-8cd4-5480d4e6d892%20%20Status%3Ainforce%20Depth%3A0;rec=0;whole=yes>

³⁷ 子供の認知に関する法

<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p?page=0;query=DocId%3Acddc6d2e-52cc-4fd0-8e5f-098864e664f6%20%20Status%3Ainforce%20Depth%3A0;rec=0>

³⁸ シンガポール出生、死亡登録法

<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p?page=0;query=DocId%3A%22d148dedc-a872-45e4-87af-1a9ed362c76%22%20Status%3Ainforce%20Depth%3A0;rec=0>

4 養子縁組法制

(1) 所轄官庁

シンガポールの養子縁組に関する所轄官庁はシンガポール政府社会開発・青年・スポーツ省⁵ (Ministry of Social and Family Development、MFS) である。

(2) 関連法令

養子縁組に関する要件等は、養子縁組法³⁹ (Adoption of Children Act) で定められている。

(3) 養子縁組手続き

ア シンガポール人を養親とする養子縁組⁴⁰

養子縁組の管轄行政機関は社会・家族開発省であるが、養子縁組を認めるかどうかの判断は家庭裁判所が行う。(養子縁組法第3条「養子縁組命令の権限」第(1)項)

手続きは以下のとおりである⁴¹。

① 養子縁組事前説明会を受講する。

①-a 外国人(中華人民共和国以外)を養子とする場合、養親は社会・家族開発省認定の任意社会福祉団体(voluntary welfare organization)による受入家庭調査を受け、受入家庭調査書(Home Study Report)の発行を受ける。ただし継子との養子縁組を行う場合、社会・家族開発省に受入家庭調査の免除を申し出ることができる。

② 養子となる子供の特定

③ 養親は、養子となる子供の保護者から同意書(公正証書)を入手する。

④ 養親は、関係書類の準備(養子となる子供のパスポート、出生証明書など)を行う。

④-a 養子となる子供が外国人の場合、養子縁組手続きの期間中、その子供にシンガポール在留資格を与えるための帯同家族用ビザ((仮訳)Dependant Pass)を申請する。

⑤ 養子となる子供に関わる費用が発生した場合、その明細を準備する。

⑥ 家族裁判所への養子申請

³⁹ 養子縁組法

<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p;ident=288f5084-4319-4bbb-86cf-991559ab779f;page=0;query=DocId%3A%224d8d87f1-3448-4193-9978-aad645ff3298%22%20Status%3Ainforce%20Depth%3A0;rec=0#pr4-he->

⁴⁰ 養子縁組の手続きフロー図

<http://app.msf.gov.sg/Portals/0/How%20to%20adopt%20a%20Singaporean%20or%20Permanent%20Resident%20Child%20flowchart.pdf>

⁴¹ 社会・家族開発省 シンガポール市民または永住権者を養子として受け入れる場合：

<http://app.msf.gov.sg/Adoption/HowtoadoptcitizenorPR.aspx>

- ⑦ 家族裁判所は社会・家族開発省の社会福祉担当部門長（Director of Social Welfare）を後見人（Guardian in adoption、GIA）として指名し、関係者調査（social investigation）の実施を指示（養子縁組法第 10 条（3）「裁判管轄及び手続き」）
- ⑧ 社会・家族開発省の担当官（Child Welfare Officer、CWO）が関係者調査（書類調査、面会など）を実施し宣誓供述書（申請内容の査定書となる）を作成する。担当官は宣誓供述書の作成後、家族裁判所へその旨通知の上、養子申請者に引渡しを行う。
- ⑨ 養子申請者は宣誓供述書引渡し日から 2 週間以内に家族裁判所へ当該書類を提出する。
- ⑩ 家族裁判所が聴聞会を開催する。養子申請者または申請者の弁護士は聴聞会に出席する。
- ⑪ 家族裁判所が養子縁組の許可を行う。
- ⑫ 家族裁判所から移民検問庁（Immigration and Checkpoints Authority、ICA）に養子縁組許可の旨通知を行う。移民検問庁は当該養子縁組に基づき新たな出生証明書を発行。

シンガポール人の養親が中華人民共和国の子供を養子とする場合、シンガポール国内での手続きを行う前に中華人民共和国当局の承認を受ける必要がある⁴²。

- ・ 手続き①の前に養子受入れ要件を満たしているかを確認
- ・ 手続き①の後、①-a に移行する前に政府認定の受入代理機関に連絡し、受入要件を満たしているかなど助言を受ける。
- ・ 手続き①-a の後、政府認定の受入代理機関を通じて中国の養子仲介機関（仮訳）（China Centre for Children’s Welfare and Adoption 、CCCWA）に養子申請書類を提出。
- ・ シンガポール市民または永住権者を養子とする場合の手続きの②から⑤は行われず、中国の養子仲介機関が選定した子供を受入れる場合、養親はその旨の書面を提出し、④-a の手続きを行う。
- ・ 養親が中華人民共和国を訪れ、中華人民共和国側での手続きを行う。
- ・ 中華人民共和国側での手続き終了後にシンガポール側で⑥以降の手続きを実施。
- ・ ⑫の際、養親はシンガポール市民申請または永住権者の申請を併せて行うことができる。
- ・ 当該縁組が継子や親族の子供との養子縁組でない場合、受入家庭調査を実施した機関が養子縁組後の 5 年間にわたり受入れ後報告を行う（6 件の報告書を作成する）。

⁴² 社会・家族開発省 中華人民共和国からの養子受入れについて：
<http://app.msf.gov.sg/Adoption/HowtoadoptchildfromChina.aspx>

イ 日本人を養親とするシンガポール人との養子縁組

(ア) シンガポール側の法規定

養子縁組法では、シンガポールに在住しない外国人がシンガポール人を養子にする際の規定が確認できない。

(イ) 日本側の法規定

養子縁組時に養親となる者の本国法に基づくが、養子となる者の本国法において養子縁組に関する要件がある場合は、その要件も満たす必要がある。

(法の適用に関する通則法 第三十一条 (養子縁組) ⁴³⁾

(4) 成立要件⁴⁴⁾

養子縁組の成立要件は養子縁組法 (Adoption of Children Act) で規定されており、養親側及び養子側に共通する成立要件は居住地と年齢である。養親側には、加えて婚姻状況などの成立要件がある。また、中華人民共和国の子供を養子とする場合も、養親となる者は別途追加要件を満たす必要がある⁴⁵⁾。

ア シンガポール在住者間で養子縁組が行われる場合

(ア) 養親の居住地・国籍

養親となる者はシンガポール在住者 (residents in Singapore) でなければならない。シンガポール在住者とはシンガポール市民、永住権者、就労許可証保持者など、家族裁判所がシンガポールに在住しているとみなす者を指す。

(養子縁組法第4条「養子縁組命令の制限」第(6)項)

(イ) 養子の居住地

養子となる者は、シンガポール市民または永住権者または帯同家族用ビザ保持者でなければならない。対象となる子供が観光ビザ、学生ビザ、その他当局の発行する特別ビザ保持者の場合、養子縁組は認められない。

(養子縁組法第4条「養子縁組命令の制限」第(6)項、第(7)項)

(ウ) 年齢

a 養親の年齢

養親となる者は、25歳以上でなければならない。

(養子縁組法第4条「養子縁組命令の制限」第(1)項 (a))

⁴³⁾ 法の適用に関する通則法 第三十一条 (養子縁組)

養子縁組は、縁組の当時における養親となるべき者の本国法による。この場合において、養子となるべき者の本国法によればその者若しくは第三者の承諾若しくは同意又は公的機関の許可その他の処分があることが養子縁組の成立の要件であるときは、その要件をも備えなければならない。

²⁾ 養子とその実方の血族との親族関係の終了及び離縁は、前項前段の規定により適用すべき法による。: <http://law.e-gov.go.jp/announce/H18HO078.html>

⁴⁴⁾ 「涉外養子縁組に関する研究」(司法研修所、1999年) (「涉外戸籍のための各国法律と要件」2007/8、日本加除出版)

⁴⁵⁾ 社会・家族開発省 中華人民共和国の子供との養子縁組における要件 : <http://app.msf.gov.sg/Adoption/CriteriaforadoptionofaPRCchild.aspx>

b 養子の年齢

養子となる者は、21歳未満でなければならない。

(養子縁組法第3条「養子縁組命令の権限」第(2)項)

c 養親と養子の年齢差

養親と養子の年齢差は、21歳未満であってはならない。ただし、夫婦が共同で縁組する場合、親族・縁戚関係(親等)にある者を養子とする場合は、年齢差は21歳以上でない場合でも差し支えない。

(養子縁組法第4条(1)項(b)号)

(エ) 養親と養子の親等

上記エ(ア)b(a)(c)に記載の年齢要件を満たしていない場合でも、以下の場合は養子縁組が認められる場合がある。

- ・養親が25歳未満かつ養親と養子の年齢差が21歳未満であるが、両者が婚姻の禁止されている親等である場合。
- ・養親が25歳未満かつ養親と養子の年齢差が21歳未満であるが、養子縁組を正当と認めるに足る特別な事情がある場合。
- ・夫婦共同縁組において、一方の配偶者と養子が、婚姻の禁止されている親等である場合。この場合は養親が25歳以上であるという要件も、年齢差が21歳以上でなければならないという要件も適用されない。
- ・夫婦共同縁組において、養子といずれの配偶者も、婚姻の禁止されている親等でない場合。この場合は養親と養子の年齢差が21歳以上という要件は適用されない。

(養子縁組法第4条(2)項)

(オ) 養親の婚姻状況

婚姻状況によって養子縁組に制限条件が存在する。

未婚の男性が養親として女兒と養子縁組を行う場合、裁判所が特例と認める場合を除き禁止されている。

(養子縁組法第4条「養子縁組命令の制限」第(3)項)

基本的には独身者、婚姻中の者の一方の当事者だけでも養親となることができる。

(カ) 配偶者の同意

必要的夫婦共同縁組の制度を採用していないが、養親が夫婦であれば、夫婦が共同して縁組をしない限り、他方配偶者の同意が必要である。ただし、同意を求めるべき配偶者が行方不明である等の事情から、同意を得ることができない状況にあると裁判所が判断したときは、配偶者の同意は不要である。(養子縁組法第4条「養子縁組命令の制限」第(5)項)

(キ) 複数の者による養子縁組の禁止

養親となる者が夫婦である場合を除き、2人以上の者が同じ子を養子とすることは禁止されている。(養子縁組法第3条「養子縁組命令の権限」第(5)項)

(ク) 同意

- a 養子となる者の実父母や、養子となる者を保護している後見人(個人、団体)の同意

実父母の同意を要する。ただし、養子の両親が、養子となる子を放置したり、虐待したり、行方不明になる等して、養子となる者の世話ができないという状態が継続するとみられる場合には、養子の実父母の同意は不要である。

(養子縁組法第4条「養子縁組命令の制限」第(4)項(a)、(b)号)

イ シンガポール居住者が中華人民共和国国籍の子供と養子縁組を行う場合⁴⁶

中華人民共和国国籍の子供と養子縁組を行う場合は、親族や継子との養子縁組を除き、基本的にシンガポール政府が認めた社会福祉機関を通じて行わなければならない。社会福祉機関を通じた養子縁組の際の成立要件は次のとおりである。

(ア) 居住地・国籍

養親のうちいずれかがシンガポール市民であり、もう一方がシンガポール市民または永住権者であることが求められる。

(イ) 年齢

養親は30歳以上50歳未満でなければならない。また特別な支援を必要とする子供を養子とする場合、養親は30歳以上55歳未満でなければならない。

(ウ) 婚姻状況

養親は安定した婚姻関係にある一組の男女であり、3回以上の離婚歴があってはならない。また離婚歴があった場合、現在の婚姻期間が5年を経過していなければならない。

(エ) 経済状態

年間一人当たり家計所得1万米ドル以上(936,000円)、純資産8万米ドル以上(7,488,000円)⁴⁷の家庭でなければならない。

(オ) 養親の健康状態

精神面、身体面ともに健康であること。

(カ) 家族の規模

養親の家庭の現在の子供の数が5人以下であること。

(キ) 教育水準

養親は、大学準備教育(GCEのAレベル相当)または技能教育研修所(ITE)⁴⁸終了相当の教育を受けている必要がある。

⁴⁶ 社会・家族開発省 中華人民共和国の子供との養子縁組における要件：脚注45を参照。

⁴⁷ 為替レートは1米ドル=93.6円(平成25年3月8日現在)で換算。

⁴⁸ シンガポールの政策(2011年改訂版)教育政策編 財団法人自治体国際化協会(シンガポール事務所)
<http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/series/pdf/j37.pdf>

(ク) 犯罪歴

犯罪歴（子供の虐待、性犯罪、暴力犯罪、アルコールやドラッグに関わる犯罪など）のある者は養親になれない。

(ケ) 研修及び推薦状

12 時間以上の研修および推薦状 3 通以上の提供が必要である。推薦状は、養親の現在の子供が 18 歳以上であれば本人による推薦状、それ以外であれば子供の教育者による推薦状が必要である。

(コ) 親族または継子との養子縁組を行う場合

養親がシンガポールの就労ビザ保持者である場合も認められる。さらに、実親の承認（死亡または行方不明の場合は、死亡証明書の提出を行うか、または中国の裁判所に対し死亡宣告を申請する）及び実親の居住する自治体の民政部の承認を得る必要がある。

ウ 外国人の養親がシンガポール人と養子縁組を行う場合

養子縁組法では、シンガポールに在住しない外国人がシンガポール人を養子にする際の規定、成立要件は確認できない⁴⁹。

5 未成年子に対する法定代理権

(1) 成人年齢

シンガポールでは、成人年齢について制定法による定めはなく、個別の行為の内容、目的（車の免許、選挙など）に応じて行為能力が生じる最適な年齢を定めている⁵⁰。

一例として、契約法⁵¹（The Law of Contract）では、「コモンロー下で未成年とは 21 歳未満であり、通則（general rule）では未成年を対象とした契約の強制力はない」（第 6 部第 8 条「未成年」「未成年が当事者となる契約」と定めるが、民事法（Civil Law Act）では、18 歳に達した者が締結した契約は成年が行ったものと同じ効力を持つ、としている（民事法（Civil Law Act）第 35 条（1）「18 歳に達した未成年が当事者となる契約」）。

(2) 未成年子の法定代理権

未成年子の法定代理権については、個別の事情に応じて裁判所が決定する。裁判所は子の親権、扶養及び教育に関して命令をすることができる⁵²。（婦人憲章第 124 条「子

⁴⁹ シンガポールにおいては、外国の養親による養子縁組については、主な争点となっていない。大多数のシンガポール人は養子が欲しいと望んでいる。Initial reports of States parties due in 1997: Singapore <http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G03/407/80/PDF/G0340780.pdf?OpenElement>

⁵⁰ 諸外国における成年年齢等の調査結果（法務省法制審議会民法成年年齢部会第 7 回会議（平成 20 年 9 月 9 日開催）参考資料 19）：<http://www.moj.go.jp/content/000012471.pdf>

⁵¹ シンガポール法律アカデミー 契約法について <http://www.singaporelaw.sg/content/ContractLaw.html#section6>

⁵² ただし、制定法による成人年齢の定めがないため、未成年子の法定代理も制定法には定めがないおそれがある。

供の監護」)

6 身分登録法制

(1) 所轄官庁

シンガポール内務省 (Ministry of Home Affairs) の移民検問庁 (Immigration and Checkpoints Authority、ICA) が所轄している。

ICA では出生証明、国籍、パスポート、身分証明書 (Identity Card、下記記載の NRIC カードを指す)、APEC 域内ビジネス・トラベル・カードの発行等を行っている。

(2) 関連法令

身分登録制度の関連法令は次のとおりである。

- ・国民登録法⁵³ (NATIONAL REGISTRATION ACT)
- ・国民登録規則⁵⁴ (NATIONAL REGISTRATION REGULATIONS)
- ・シンガポール市民権規定 (シンガポール共和国憲法第 140 条及び別表 3) ⁵⁵
(SINGAPORE CITIZENSHIP RULES (CONSTITUTION OF THE REPUBLIC OF SINGAPORE (ARTICLE 140 AND THIRD SCHEDULE, SECTION 4)))

(3) 身分登録制度の内容

ア NRIC カード (National Registration Identification Card)

15 歳以上の全国民及び永住権取得者に対して発行される。出生時に 9 桁の番号 (NRIC 番号) が割り振られ、15 歳に到達するとカードが発行される。30 歳でカードの更新を行う。NRIC カードは行政手続き (NRIC 番号とパスワードを利用した電子政府サービスシステム Singpass 制度の利用時) の他、銀行口座開設や不動産取引など、様々な場で使用される。

NRIC カードの表記事項は以下のとおりである。

- ①NRIC 番号 ②名前 (英語・母国語表記の併記) ③民族 (チャイニーズ、マレーなど) ④生年月日 ⑤性別 ⑥出生国 ⑦血液型 ⑧発行日 ⑨住所
- ⑩国籍 (永住者の場合) ⑪指紋

永住権を持つ者の場合、カードに FIN (Foreign Identification Number) が記載される。

⁵³ 国民登録法

<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p?page=0;query=DocId%3Ac1340a15-b22e-46b6-b550-e33ae773981e%20%20Status%3Ainforce%20Depth%3A0;rec=0>

⁵⁴ 国民登録規則

<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p?page=0;query=DocId%3A%224fff9f3d-6713-404a-b630-f12b53829e44%22%20Status%3Ainforce%20Depth%3A0;rec=0>

⁵⁵ シンガポール市民権規定 (Singapore Citizenship Rules) :

<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p?page=0;query=DocId%3A%2245621190-a939-4f13-bfac-16c9b13154f8%22%20Status%3Ainforce%20Depth%3A0;rec=0;whole=yes>

(国民登録法第5条「登録」、同第7条「身分証明カードの発行」、国民登録規則第3条「国民登録法に基づく登録及び再登録」、同第4条「手続き及び必要書類」、同第5条「身分証明カードの発行」、同第14条「30歳に達した時点での再登録」)

イ 市民権証明書 (Citizenship certificate)

シンガポール市民権規定の別表2にある書式で証明書が発行される
(シンガポール市民権規定第5条「市民権証明書」)。

ウ Certificate of Identity⁵⁶ (COI)

シンガポール永住権を持つが、いずれの国の国籍も持たない者の海外渡航時に発行される身分証明。

7 身分登録に伴う証明書の発行様式

(1) 出生に関する証明書

別紙「A_出生証明書」を参照。

(2) 婚姻に関する証明書

ア 非イスラム教徒

別紙「B_非ムスリム婚姻証明書」を参照。

イ イスラム教徒

婚姻証明書：別紙「C_ムスリム婚姻証明書」を参照。

婚姻登録：別紙「D_ムスリム婚姻登録」を参照。

(3) 離婚に関する証明書

ア 仮判決

別紙「E_仮判決確定証明 (離婚)」「F_仮判決確定証明 (婚姻無効)」「G_仮判決確定証明 (死亡推定による離婚)」を参照。

イ 判決確定 (Certificate of Making Interim Judgment Final)

別紙「H_判決確定証明 (離婚)」を参照。

(4) 認知証明書

別紙「I_認知証明書」を参照。

(5) 「婚姻要件具備証明書」(独身証明書)

別紙「J_婚姻要件具備証明書 (独身証明書)」を参照。

⁵⁶ シンガポール永住権者の海外渡航時に発行される身分証明：<http://www.ica.gov.sg/page.aspx?pageid=149>

- (6) その他身分関係について発行されている証明書
- ア NRIC カード (National Registration Identification Card)
別紙「K_NRIC カード」を参照。
 - イ 市民権申請
別紙「L_子供の市民権申請用紙」を参照。
 - ウ Certificate of Identity (COI)
別紙「M_Certificate_of_Identity 申請用紙」を参照。

8 国籍法制

(1) 関連法令

シンガポールにおける国籍制度は、シンガポール共和国憲法⁵⁷ (Part X) 及び改正憲法第 7 条で規定されている。

(2) シンガポール市民の定義

シンガポールで生まれた者、血統としてシンガポール人であるもの、国籍登録申請や帰化により市民となった者がシンガポール市民 (国民) とみなされる。(シンガポール共和国憲法第 120 条「シンガポール市民」、同第 121 条「出自による市民権取得」、同第 122 条「血統による市民権取得」)

(3) シンガポール市民の権利・義務

ア 権利

シンガポール市民の権利は、シンガポール共和国憲法 Part IV (第 9 条から 16 条) 基本的人権 (PART IV、FUNDAMENTAL LIBERTIES) に規定されている。しかし、同時に法律の留保や、破壊活動に対する特別権限及び緊急権 (Part XII、Special Powers against Subversion and Emergency Powers) (第 149～第 151 条) が規定されており、「緊急事態」に際しては基本的人権が制約されうる内容が明記されている⁵⁸。

また法令の記載ではないが、移民検問庁のサイトにはシンガポール市民及び永住権者が得られる権利と義務をまとめた表⁵⁹が掲載されている。

イ 義務

シンガポール市民の義務は次のとおりである。

⁵⁷ シンガポール共和国憲法

<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p?page=0;query=DocId%3A%22cf2412ff-fca5-4a64-a8ef-b95b8987728e%22%20Status%3Ainforce%20Depth%3A0;rec=0;whole=yes>

⁵⁸ 「シンガポール憲法の改正」 国会図書館 短信：シンガポール (外国の立法 222) 2004 年 11 月
<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/222/022212.pdf>

⁵⁹ 移民検問庁 (ICA) シンガポール市民及び永住権者の権利、特権、義務 (Rights, Privileges & Obligations of Singapore Citizens & Permanent Residents) :
<http://www.ica.gov.sg/data/resources/docs/SC.PR%20Benefits%20and%20Rights,%20Privileges%20&%20Obligations.pdf>

- ・兵役（国民及び Second generation male Permanent Residents）
- ・中央積立基金（Central Provident Fund、CPF）強制積み立て（国民、永住権者対象）
- ・保険料（Medisave）積み立て（国民、永住権者対象）
- ・教育

（４）国籍の取得

ア 登録申請

シンガポール居住年数や居住の意思などの要件を満たせば所定の書式で登録申請を行うことができる。またシンガポール人と婚姻した女性も要件を満たせば申請が可能である（シンガポール人と婚姻した女性の場合、申請日までに継続して２年以上シンガポールに居住し今後も永続的に居住の意思があり、問題のない人物。未成年の場合はシンガポール市民の子供でシンガポール居住の者または個別の事情のある者）。

（シンガポール共和国憲法第 123 条「申請による市民権取得」、同第 124 条「未成年者の市民権取得申請」）

イ 帰化申請

一定期間シンガポールに居住し今後も居住する意思があり、公用語に関する十分な知識があるなど、要件を満たせば帰化申請を行うことができる。

（シンガポール共和国憲法第 127 条 帰化による市民権取得）

（５）国籍の喪失

ア 国籍の放棄

21 歳以上のシンガポール市民は、二重国籍である場合や、外国の国籍を取得する場合、国籍放棄の宣言を行うことにより国籍の放棄を行うことができる。

（シンガポール共和国憲法第 128 条 市民権の放棄）

イ 国籍の剥奪

シンガポール市民権の不正取得があったり、帰化した者がシンガポールに対し不実な言動を行ったり、罪を犯したりした場合、政府の命令によりシンガポール市民権の剥奪が行われる。

（シンガポール共和国憲法第 129 条「市民権の剥奪」、同第 130 条「市民権を喪失する者の子供の市民権剥奪」、同第 133 条「国籍剥奪の手続き」、同第 134 条「外国国籍の取得に伴う市民権の喪失」、同第 135 条「外国国民の権利を行使した者の市民権喪失」）

9 下記法令の有効性について

(1) シンガポール共和国憲法の一部（1963年第1493号、1980年改正）

シンガポール共和国憲法の一部は、改正が行われた条項を除き、現在効力のあるシンガポール共和国憲法に引き継がれており、有効である⁶⁰。身分関連の条項に関する主な改正は次のとおりである。

【主な改正】

1966年：市民権の喪失に関する規定の追加

成人した者が外国に対する忠誠の放棄とシンガポールに対する忠誠の宣誓を行わない場合にはシンガポール市民の資格を喪失する⁶¹。

1968年：市民権の取得要件緩和（1968年7月31日法律第22号）

1980年：憲法再製版

シンガポール独立後、憲法は度重なる改正が行われ複雑化したため、改正法をすべて組み込んだ憲法再製版（a reprint of the Constitution）が編集された。その後1992年にも1980年以来の全改正を含むシンガポール共和国憲法（1992年改訂版）が編成されたが、それ以降もさらに改正が行われ続けている⁶²。

1991年：執行大統領制度（Executive Presidency）の導入

従来「名目的、儀礼的」であった大統領の権限強化（公選で選ばれた大統領は、多数党の党首に対し、内閣を組織するよう求めることが可能となった⁶³。）

1992年：すべての改正を編成し直したシンガポール共和国憲法の編集⁶⁴

2004年：市民権に関する規定改正（第122条）

血統による市民権の規定。従来は父親がシンガポール市民（出生による市民、または登録による市民）である場合のみシンガポールの血統による市民権が

⁶⁰ シンガポール共和国憲法 LEGISLATIVE SOURCE KEY

<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p;ident=9b1a358c-a6cb-46cd-ae5e-9ca3829663c0;page=0;query=DocId%3A%22cf2412ff-fca5-4a64-a8ef-b95b8987728e%22%20Status%3Ainforce%20Depth%3A0;rec=0#am>

⁶¹ 「独立と憲法典の成立—シンガポールのばあい—」野畑 健太郎政教研紀要 第26号(平成16年3月) 国士舘大学日本政教研究所：

http://libw01.kokushikan.ac.jp/RING/data/003604/0000/registfile/0916_7420_026_03.pdf

⁶² 「アジア諸国の憲法制度」第3章 シンガポールの憲法制度 アジア経済研究所 1997年：
http://d-arch.ide.go.jp/idedp/KKC/KKC018200_006.pdf

⁶³ 「アジア諸国の憲法制度」第3章 シンガポールの憲法制度 アジア経済研究所 1997年：
http://d-arch.ide.go.jp/idedp/KKC/KKC018200_006.pdf

⁶⁴ 文化庁報告書「海外の宗教事情に関する調査報告書」第3章第1節シンガポール
野口鐵郎 / 王凌 / 杉井純一：<http://www.bunka.go.jp/shukyouhoujin/pdf/h17kaigai.pdf>

認定されていたが、この改正により母親がシンガポール市民である場合も市民権が認められるようになった。またシンガポール国外で生まれた者の市民権取得要件も若干修正が行われた。

「シンガポール市民権が認められる要件は、以下の3点に改められた。

- ・1963年9月16日以降、シンガポール国外で生まれた者のうち、「2004年シンガポール憲法改正法」の施行日前に生まれ、かつ父親又は母親のいずれが出生、登録又は血統によりシンガポール市民の者（改正憲法第7条[1]）
- ・（改正憲法第7条 項の要件を満たすことを前提とし）シンガポール国外で生まれた者のうち、出生後1年以内又はシンガポール政府が定める期間内に在外公館などで登録手続を終了した者（改正憲法第7条[2]）。
- ・法的にシンガポールの血統をもつ者。シンガポールの血統の認定に必要な具体的な要件は、親のいずれかが、a. 子供の出生前の少なくとも累計5年以上の期間、及び、b. 子供の出生に先立つ5年のうちの少なくとも2年以上の期間、シンガポールで居住していたことである（改正憲法第7条[3]）。以上の5項目の他、憲法第22P条[2]項に関する技術的な改正（改正憲法第5条）が行われた。」⁶⁵

（2）シンガポール州憲法⁶⁶（Constitution of the State of Singapore）の一部（1963年）

シンガポール州憲法は、法律的には英国枢密院により効力を付与された法令で、1965年のシンガポール独立時にシンガポール共和国憲法に改正された⁶⁷。

（3）シンガポール市民権令（1957年告示第35号、1960年改正）

シンガポール市民権令（The Singapore Citizenship Ordinance 1957）においては、シンガポールで生まれたもの以外にも2年間在住した英国人や10年間在住した外国人にも市民権を与える内容であったが、1965年のマレーシアからの分離に伴い廃止された⁶⁸。

（4）シンガポール市民権規則（1965年）

シンガポール市民権規則（National Registration Act 1965）は、1992年に改正され、1994年に修正を経て引き継がれていることが確認できる⁶⁹。

⁶⁵ 「シンガポール憲法の改正」 国会図書館 短信：シンガポール（外国の立法222） 2004年11月：
<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/222/022212.pdf>

⁶⁶ シンガポール州憲法の正式名称は（The Sabah, Sarawak and Singapore (State Constitution) Order in Council, 1963）2U.K.S.I. 2656（No.1493）

⁶⁷ 「アジア諸国の憲法制度」第3章 シンガポールの憲法制度 アジア経済研究所
http://d-arch.ide.go.jp/idedp/KKC/KKC018200_006.pdf

⁶⁸ シンガポール共和国憲法第141条（141.—(1) The Singapore Citizenship Ordinance 1957 (Ord. 35 of 1957) is hereby repealed.）併せて右記も参照 <http://countrystudies.us/singapore/10.htm>

⁶⁹

<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p;orderBy=relevance;query=Content%3ANational%20Content%3ARegistration%20Content%3AAct%20Content%3A1965;rec=0;resUrl=http%3A%2F%2Fstatutes.agc.gov.sg>

(5) シンガポール婦人憲章の一部 (1961年、1969年改正)

シンガポール婦人憲章の条項は、細かいものを含め 23 回の改正が行われている⁷⁰。主な改正は 1967 年、1975 年、1980 年、1996 年、2011 年に行われており⁷¹、直近の改正は 2011 年 9 月 1 日に発効している。この 2011 年の改正では、婚姻制度、離婚制度、扶養費等に関する規定の改正が行われたため、ここでは 2011 年改正を中心に記載する。

ア 2011 年改正⁷²

身分法に関わる主な改正内容は次のとおりである。

- ・扶養費支払いをする者に不履行があった場合、裁判所が制裁的措置を課することができる。
- ・シンガポール市民同士、永住権者同士、シンガポール市民と永住権者の婚姻の際の要件であった 15 日間の在留が不要となった。
- ・未成年者が婚姻する場合、婚姻準備説明会の受講が義務づけられた。
- ・再婚を行う者に対して、扶養費支払いなどの負債額の有無についての法定の宣言 (statutory declaration) を行うことが義務づけられた。
- ・家族裁判所は 21 歳未満の子供が 1 人以上いる夫婦の離婚について、調停及びカウンセリング実施を求めることができるようになった。

イ その他の主な改正

身分法制に関する婦人憲章の改正は、2011 年のものが主である⁷³。

(6) シンガポール養子縁組法 (1939 年布告第 18 号、1985 年改正)

1985 年に養子となる子供の居住要件についての規定が追加されている。また法律の改正ではないが、2004 年に、中国からの養子受入れに関するシンガポール・中国間の覚書 (認可仲介機関を通じた受入れのみを行う) が締結された⁷⁴。

2Faol%2Fsearch%2Fsummary%2Fresults.w3p%3BorderBy%3Drelevance%3Bquery%3DContent%253ANational%2520Content%253ARegistration%2520Content%253AAct%2520Content%253A1965

⁷⁰ 婦人憲章および同憲章に関する諸法令の改正一覧

<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p;ident=6eb7d986-b0a7-4b01-85cf-0ebfe6f5e179;page=0;query=DocId%3A%22f0897dd7-1f3a-45a9-b1e7-ba30fef2dbba%22%20Status%3Ainforce%20Depth%3A0;rec=0#xv>

⁷¹ THE NEXT FIFTY YEARS OF THE WOMEN'S CHARTER—RIPPLES OF CHANGE, Singapore Journal of Legal Studies [2011] 152–177, P153

<http://law.nus.edu.sg/sjls/articles/SJLS-Jul11-152.pdf>

⁷² 2011 年の婦人憲章改正について (シンガポール政府社会開発・青年・スポーツ省 (省庁名は当時のもの))

<http://app.msf.gov.sg/PressRoom/WomensCharterAmendmentstocomeintoEffect.aspx>

⁷³ 他に主なものは、家庭内暴力に関する改正 (1997 年) のみ確認。

Singapore Women's Charter: Roles, Responsibilities, and Rights in Marriage を確認。

国連人権高等弁務官事務所報告書 <http://www2.ohchr.org/english/bodies/cedaw/docs/co/SingaporeCO25.pdf>

⁷⁴ 中華人民共和国からの養子受入れに関する社会開発スポーツ省 (現: 社会・家族開発省) の発表:

<http://app.msf.gov.sg/PressRoom/From1April2004PRCChildrenCanOnlyBeAdopt.aspx>

ワールドインテリジェンスパートナーズジャパン株式会社

(略称：WIP ジャパン株式会社)

情報事業本部 海外制度・政策調査グループ スカラヴェッリ・マッテオ

Eメール：m-scaravelli@wipgroup.com

〒102-0093 東京都千代田区平河町 1-6-8 平河町貝坂ビル 2F

TEL：03-3230-8200（部直通） 平日 10：00～18：00

FAX：03-3230-8050

URL：<http://japan.wipgroup.com/>